(別記63)　許可申請却下指令書（参考例）

　　　岐阜県指令〇〇第　　号

年　　月　　日

　（申請者名）　様

岐阜県知事　〇〇　〇〇

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった農地法第〇条第〇項の規定による許

可申請については、下記の理由により却下する。

記

１　土地の表示

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 （㎡） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　理　　由

　※記載例

本申請は　　　　年　　月　　日付けで申請人（　　　　　）から取り下げられ、農地法施行規則第10条第１項（又は農地法施行規則第50条第１項）に規定する連署の要件を欠くため。

〔教　示〕　※農地転用面積が４ha以下となる場合

１　この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関する

ものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この

処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定

申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第

25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請

をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請

書の副本を提出してください。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、そ

の審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審

査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。